

発議案第3号

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、免税軽油制度の継続を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年11月2日提出

提出者 北上市議会総務常任委員会
委員長 阿部 眞希男

提案理由

免税軽油制度の継続を求めるため、政府関係機関に対し、意見書を提出しようとするものである。

免税軽油制度の継続を求める意見書

農林業や索道事業の経営に貢献してきた免税軽油制度は、令和3年度税制改正により、令和6年3月31日まで延長されています。

免税軽油制度は、農林業用機械を使用する事業者やゲレンデ整備車を使用するスキー場経営者にとって大きな支援となってきました。

世界中の複合的な要因により物価高騰が続く中、地域産業を取り巻く経営環境は一層厳しさが増している状況にあり、制度が廃止されれば、今でさえ困難な農林業経営、索道事業経営への影響は避けられません。地域産業の振興を図る観点からも、軽油引取税の課税免除の特例措置延長が必要です。

よって、国及び政府関係機関に対し、免税軽油制度を令和6年度以降も継続するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年11月2日

岩手県北上市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官